

【国文学科】

伝統文化継承者特別入学試験

同志社大学は、日本の伝統文化の拠点である京都に立地しており、なかでも、国文学科は伝統文化を研究対象とするとともに、それらの保存・伝承に寄与することも重要な役割と位置づけています。そのために、古典芸能・茶道・華道・書画・織物・菓子等の多様な伝統文化を継承している、伝統文化継承者を対象にした特別選抜入学試験を実施しています。京都に限らず、全国各地に伝承されている伝統的な文化の保存や継承に寄与できる人材を求めています。

1. 募 集 人 数

文学部国文学科 2名

2. 出 願 資 格

以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす者。

- (1) これまでに伝統文化を継承してきており、将来にわたって継承・発展させることができるだけの技術と熱意を持つ者。
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者、および2026年3月高等学校を卒業見込みの者。

【注】下記の者も(2)に準ずるものとします。

- a. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - b. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、および2026年3月31日までに修了見込みの者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
 - c. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、および2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - d. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
 - e. 文部科学大臣の指定した者。
 - f. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、および2026年3月31日までに合格見込みの者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）で、2026年3月31日までに満18歳に達するもの。
 - g. その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および2026年3月31日までにこれに該当する見込みの者で、2026年3月31日までに満18歳に達するもの。
- (3) 同志社大学文学部国文学科で学ぶことを強く希望する者。

3. 選 考 方 法

- (1) **第1次選考**（書類選考）
出願書類にもとづき書類選考を行います。
- (2) **第2次選考**（第1次選考合格者のみ）
筆記試験（日本語による論文）、口頭試問を実施し、総合的に判断して合格者を決定します。

4. 出 願 書 類

- (1) **出願確認票** インターネット出願サイトで出願登録後、入学検定料を納入すると印刷できます（詳細は77ページ「インターネット出願手順」を参照）。
- (2) **伝統文化の継承にかかわる指導者の推薦状**（書式は自由）
- (3) **伝統文化を継承していることを証明する客観性のある書類**
提出された書類（原本）等は、第1次選考結果通知後に返却します。
- (4) **調査書**（出身学校長が証明し、厳封したもの）
高等学校第3学年第1学期末まで（卒業者については高等学校第3学年第3学期末まで）の学習成績等について記載したもの。
なお、出願資格(2) f に該当する者は、学習成績等について記載したものに準ずる書類を提出すること。
- (5) **学校長推薦書**（ホームページからダウンロードした本学所定の用紙）
本学所定の用紙での提出ができない場合は、出願前に同志社大学文学部（今出川キャンパス教務センター）までご連絡ください。
なお、出願資格(2) f に該当する者は、学校長の推薦書は不要。

- (6) **志望理由書** (4,000字程度。ホームページからダウンロードした本学所定の用紙。手書きの場合は本人が自筆で記入したもの。ペン書き)
- 【注】** 調査書、学校長推薦書が提出できない場合は9月30日(火)までに、同志社大学文学部 (今出川キャンパス教務センター) までご連絡ください。

5. 入学検定料および納入方法

- 1 第1次選考
- (1) **入学検定料** 10,000円
- (2) **納入方法**
クレジットカード、現金等(コンビニエンスストア、銀行(ペイジー))で納入してください(詳細は77ページ「インターネット出願手順」を参照)。
- (3) **納入期限** 2025年11月6日(木)
- 2 第2次選考
- (1) **入学検定料** 25,000円
- (2) **納入方法**
第1次選考合格者は89ページ「第2次選考入学検定料納入方法」を参照のうえ、手続きをしてください。なお、納入期限までに手続きがない場合は、第2次選考を辞退したものとみなします。
- (3) **納入期限** 2025年11月28日(金)
- ※いったん納入された入学検定料は返還いたしませんので、注意してください。

6. 出願受付

- 以下①②の手順を行うことで出願が完了します(詳細は77ページ「インターネット出願手順」を参照)。
- ①下記の期間内にインターネット出願サイトにて出願情報の登録を行い、入学検定料を納入する
出願情報登録期間：2025年10月24日(金)～11月6日(木)
- ②出願書類の提出
- ※出願書類の提出は郵送に限ります。窓口では一切受け付けません
- (1) 受付期間：2025年11月1日(土)～11月6日(木)(締切日消印有効)
- (2) 郵送方法：「郵送用宛先用紙」を貼った封筒に出願書類を入れ、簡易書留速達にて郵送してください。
※「郵送用宛先用紙」は、本学ホームページから、出願用所定用紙とともにダウンロードできます。
- (3) 郵送宛先：〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
同志社大学 文学部 (今出川キャンパス教務センター)

7. 選考日程

- (1) **第1次選考** (書類選考)
選考結果発表日：2025年11月21日(金)15:00
選考結果は、インターネット出願サイトにログインの上、各自でご確認ください。合格者は、第2次選考の受験票を取得し、印刷したものを試験当日必ず持参してください(詳細は89ページ「第1次選考結果確認」を参照)。
電話による可否の問い合わせには応じません。
- (2) **第2次選考** (第1次選考合格者のみ)
2025年12月6日(土) 試験会場：同志社大学今出川校地

10:30～12:00		13:30～
論文(100点)		口頭試問(100点)

自然災害またはその他不可抗力により、試験実施が困難と判断される場合には、試験日を翌日以降に延期する場合があります。
延期する場合の本入学試験の取り扱いについては、文学部ホームページにてお知らせいたします。

8. 合格者発表

2025年12月12日(金)付で、可否通知を出願時に登録された住所宛に速達郵便で発送します。
合格者発表に関する電話等による問い合わせには一切応じません。

9. その他注意事項

- (1) 推薦選抜入学試験合格者が2026年3月末時点で、出願資格(2)の要件を満たさなかった場合は、理由のいかんに関わらず入学を許可しません。
- (2) いったん受け付けた書類は、別途記載の場合を除き、いかなる事情があっても返還しません。

10. 問い合わせ先（出願資格・入試全般に関すること）

文学部（今出川キャンパス教務センター）

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

TEL 075-251-3361 E-mail: ji-bunjim@mail.doshisha.ac.jp

「入学手続」、「障がい等のある受験生の受験に際しての要望について」は92・93ページを参照してください。

【Q & A】

- Q** 部活動で茶道部に属して、顧問の先生の指導を受けて稽古をしてきました。こうした活動もこの試験の出願資格になるでしょうか。顧問の先生の推薦を得ることもできます。
- A** 高校の部活動は伝統文化継承者試験の対象にはなりません。将来にわたって、伝統文化を継承していくことが条件であり、いままで継承者としてどのような活動をしてきたのか、実績と指導者の推薦が必要です。
- Q** 俳句や短歌の創作をしています。受賞歴もあり、作品集も出版しています。こうした活動もこの試験の出願資格になるでしょうか。ふだんから指導していただいている先生の推薦状をもらうこともできます。
- A** 伝統文化継承者を支援することが目的です。俳句や短歌は、日本の伝統を引き継ぐものですが、これは現代の創作であり、個人のスキルに関わるもので、直接伝統文化を継承するものとは言えません。
- Q** 住んでいる地域の祭礼が、ユネスコの「無形文化遺産」に指定されており、幼い頃から祭礼に参加していますが、出願資格になるでしょうか。
- A** 地域の祭礼は重要な伝統文化ですが、その地域の人々が力を合わせて継承していくもので、個人が将来にわたって職業として継承していくものではありません。この試験の対象にはなりません。
- Q** 家業は和菓子屋ですが、私自身は家業に携わった経験はありません。将来は、家業を継ぐつもりですが、出願資格になるでしょうか。
- A** 家業が伝統文化に関わるものであっても、出願者本人が技術を継承している実績がない場合は、この試験の対象にはなりません。
- Q** 家が漆器工房で、学業の傍ら基礎的な作業を手伝い、将来も家業を継承していきます。指導者、推薦者が家族ということになりますが、それでも出願資格はあるでしょうか。
- A** 伝統文化を継承してきた実績もあり、家族が指導者である場合もありえるので、要件は満たしていると判断できます。出願書類(3)として、自らが制作に関わった物品の写真か、郵送が可能な場合は現品を提出してください。
- Q** 華道のお稽古を幼い頃から続けていて、家元から師範代のお免状（免許状）も頂いており、コンクールでの受賞歴もあります。将来は、華道の講師を目指しています。出願資格になるでしょうか。家元とふだん指導して頂いている先生の推薦状をもらうこともできます。
- A** 伝統文化を継承してきた条件を満たしており、この入試制度を利用することができます。
- Q** 社会人でも受験することはできますか？
- A** 社会人の方でも出願できます。年齢制限はありません。